

令和8年5月25日

宿泊税に係る検討状況について

市民環境部税務・国保課
産業経済部商工観光課

宮津市宿泊税検討委員会における検討状況を共有し、意見を聴取するため、宿泊事業者に個別訪問・説明を行いましたので、その概要について御報告します。

1 個別訪問の状況

宿泊事業者：説明希望のあった29事業者

訪問期間：令和8年2月3日（火）～5月12日（火）

※今後も個別訪問の要望があれば対応します。

【主な意見】

○実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

- ・天橋立以外の周辺地域に恩恵が実感できるような具体的な取組を提示されたい。
- ・宿泊客が不便に感じている部分を解消されたい。（公共交通機関の充実、飲食店等の増加・魅力向上など）
- ・宿泊客の満足度向上・観光地として存続できる環境づくり（夜の賑わいづくり、人材育成・確保への支援など）

○負担のあり方について

- ・宿泊税を導入したとしても負担感は感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない。
- ・家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるので、その影響がどの程度であるのか心配
- ・宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ・来訪者、特に宿泊者は、ごみの排出が多いことから、宿泊税の導入は当然

○宿泊税を導入する場合の課税要件等について

- ・何のために導入するのか、何に使っているのかを明確にしたリーフレットを作成されたい。
- ・宿泊税を導入するとなると申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みとされたい。
- ・宿泊税を導入するなら、できるだけ分かりやすいよう定額とされたい。
- ・免税点の設定について（設ける21%、設けない21%、どちらでもない58%）

2 今後の対応

- ・宿泊事業者個別訪問の結果を、第5回宮津市宿泊税検討委員会（6月開催予定）にフィードバックし、丁寧に検討を重ねていくこととしています。